

なごや化学物質リスクコミュニケーション懇談会設置要綱

(目 的)

第 1 化学物質による環境リスクの低減を図り、安全で安心な社会を実現していくため、市民、N P O、事業者及び行政等が化学物質に関する正確な情報を共有し、相互に理解を深めるとともに、化学物質対策についての情報発信を行うことを目的として、なごや化学物質リスクコミュニケーション懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 懇談会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 化学物質による環境リスクについての情報及び意見の交換に関すること
- (2) リスクコミュニケーションの実施についての提言及び助言に関すること
- (3) その他化学物質対策に関し、懇談会が必要と認めること

(組 織)

第 3 懇談会は、委員 16 名以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者とし、第 2 に定める事務を委託する。

- (1) 市民のうちから市長が委嘱する者 4 名以内
- (2) N P O 団体関係者のうちから市長が委嘱する者 2 名以内
- (3) 事業者のうちから市長が委嘱する者 4 名以内
- (4) 学識経験者のうちから市長が委嘱する者 3 名以内
- (5) 市職員のうちから市長が任命する者 3 名以内

3 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(懇談会の開催)

第 4 懇談会は、環境局公害対策部長が招集する。

2 懇談会の議事進行役は、学識経験者のうち、環境局公害対策部長が指名する者とする。

3 懇談会は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 懇談会は、公開で行う。

(謝 金)

第 5 委員の謝金は、別途定める。

(庶 務)

第 6 懇談会の庶務は、環境局公害対策部公害対策課において処理する。

(その他)

第 7 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営その他必要な事項は、懇談会において協議して定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 7 月 15 日から施行する。